

議第32号

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する
条例の一部を改正する条例

京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する条例の一
部を次のように改正する。

第8条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備
する必要があるので提案する。